

有終西小学校を卒業する児童が進学する通学区域変更方針

有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域について、大野市通学区域審議会からの答申にある「通学区域の変更は令和6年4月から」については一時保留し、令和6年3月に卒業する児童（現6年生）が進学する中学校の通学区域は従来通りとし、陽明中学校区に居住している6年生で、開成中学校に進学することを希望する場合は認めるとしました。

その結果、陽明中学校に居住する7名の児童が開成中学校進学を希望し、令和6年度に有終西小学校から開成中学校に進学する児童は17名、陽明中学校に進学する児童は16名となりました。

令和6年3月に、それぞれ5年生、4年生、1～3年生の保護者と「令和8年4月までに通学区域の変更を行う」という事務局案について、意見交換会を開催しました。その主な意見は、別紙のとおりです。

意見交換会で多かった意見は、「準備期間をしっかりとれるよう、通学区域の変更時期を早めに決めて周知してほしい」、「個別の相談にのってほしい」、「令和8年4月までの変更に同意する」というものでした。

審議会答申や保護者との意見交換会などを踏まえ、有終西小学校を卒業する児童が進学する通学区域変更方針を次のとおりとします。

（方 針）

有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校は、令和8年4月より開成中学校とする。

ただし、きょうだいが陽明中学校区に在籍している家庭において、陽明中学校に入学することを希望する場合は、配慮する。

その他、通学区域変更前後の様々な事案について、個別に相談に応じる。

なお、令和7年3月に陽明中学校区に居住している6年生で、開成中学校に進学を希望する場合は認めるものとする。